

第 23 回平作川不法係留船対策協議会 開催結果

○日時 平成 28 年 6 月 10 日(金)

午前 11 時から 12 時

○場所 横須賀土木事務所 3 階大会議室

○議事要旨

< 議事 >

- ・平成 28 年度平作川重点的撤去区域の指定変更について
以下について、事務局より協議会委員に説明し、了承された。

1) 指定の変更の概要

平成 28 年度の指定区域を当初予定より拡大し、1 年前倒しする形で平作川河口から森崎橋までの全川を重点的撤去区域として指定する。

2) 指定の変更の効果

平作川全川における統一的な指導が可能になるとともに、船舶所有者の意識の改革を図ることができる。

3) 変更後の重点的撤去区域の周知

変更前の平成 29 年度重点的撤去区域船舶所有者への文書通知、横須賀土木事務所HPにおける周知、河川該当区域護岸への案内表示などを実施する。

< 協議会委員からの主な意見 >

1. 森崎橋より上流への係留防止について

河口から森崎橋までを重点的撤去区域に指定すると、それより上流に不法係留船が停められてしまうのではないか。

〔事務局回答〕 不法係留船が上流に移動しないよう横断ブイ設置を予定。

2. 不法係留船が起こす可能性のある災害の周知について

津波や高潮により河川から流出した不法係留船が起こす可能性のある災害について連合町内会の会合などの際に周知していただきたい。横須賀土木事務所で作成したチラシについても、そのときに配布していただければと思う。

〔事務局回答〕 了解した。

3. 不法係留船撤去の際の引揚げ場所について

不法係留者が船を撤去する際、河川からの引揚げ場所について問合せがあった場合は、事前に市東部漁協浦賀久比里支所まで連絡をいただければ協力する。